「消費税増税に伴うシステム入力方法の調整について」 (本年12月から来年3月末までの期間)のお知らせ

本年12月から来年3月末までの間、ST検査申請(システム申請)に関し、商品の希望 小売価格の入力方法について、次のように取り扱いますので宜しくお願いします。

(1) <u>来年4月以降発売の商品(消費税8%)については、ST検査申請のシステム入力に関して、希望小売価格は「税抜価格」で入力して下さい。</u>

(システム上は「税抜価格」「税込価格」の選択が可能になっていますが、「税込価格」を選択してシステム入力しますと、消費税率(8%のところ)5%として本体価格が自動算定されてしまいます。)

来年4月以降は、ST 検査申請システムは、現行と同じ入力方式に戻ります。 (「税抜価格」「税込価格」を選択可)

(2) <u>来年3月末までに発売する商品(消費税5%)</u>については、現行の入力方式(「税抜価格」「税込価格」の選択可)に変更はありません。

(説明)

- 1.「検査料(税抜価格)」は、「希望小売価格(税抜価格)」をもとに決定しています。 なお、申請者の便宜を考えて、システムの入力は、希望小売価格は「税抜価格」又は「税 込価格」のどちらでも選択できるようになっています。
 - (「税込価格」で入力したときは、システムにより自動的に「税抜価格」が算出され、それをもとに検査料が決定されます。) (「別紙1」参照)。
- 2. 来年4月に消費税が改定されますが、これから来年3月末までの期間については、システム(入力)上で、来年4月前に発売する商品(消費税5%)と、4月以降に発売する商品(消費税8%)が混在する状況が発生します。
 - つきましては、来年3月末までの間、入力方法の調整が必要となるケースが発生しま すので、本件調整を行うものです。

なお、この間について、「税込価格による入力」に関し、両方の税率(5%・8%)に 対応するようなシステム変更は行わないことと致しました。

(こうした状況は来年3月末までの限時的なものであること、システムが複雑化すること、それに比してシステム改変費用が高額になること等によります)。

- 3. 税込価格での希望小売価格のシステム入力方法の調整
 - (1)「発売が来年4月以降の商品」については、税率を8%に変更(増税)して計算した希望小売価格を入力する方法によるのではなく、上記の取り扱いとします。

- (2) <u>希望小売価格を税抜価格でシステム入力申請する場合</u>は、消費税の税率に関係なく検査料(税抜価格)が算定されますので、<u>従来どおりの入力(税抜価格での入力)で特</u>に問題はありません。
- (注)本件は、「検査価格(税抜)」の算定についての取扱いを決めたものです。 「検査価格」への消費税課税は、適用消費税率は検査申請日のものではなく、検査 完了日(判定通知日)のもの(消費税率)を適用します。
- 3. なお、「改良申請」にあっては、オリジナルの申請が「税込価格」であった場合には、希望小売価格はシステム上修正不可の項目ですので、希望小売価格を変更することができませんので、当協会事務局に連絡し、改良申請の希望小売価格を「税抜価格」に修正するよう依頼して下さい。

(改良申請に関し、「税込価格」によっているケースは、この 10 カ月で 8 件のみですので、範囲は限定されるものと考えています。)

【検査手数料テーブル】

当該製品の希望小売価格(税抜価格)によって以下のとおり検査手数料が設定されています。

No.	標準小売価格	検査料(税別)2002 基準	検査料(税別)2012 基準
1	300円以下	5,000円	5,500円
2	301円以上~3,000円以下	10,000円	11,000円
3	3,001円以上~8,000円以下	14,000円	15,400円
4	8,001円以上	20,000円	22,000円
	シリーズ製品の同時申請の軽減	3,000円	3,000円

<申請システムの価格フラグ 入力画面>

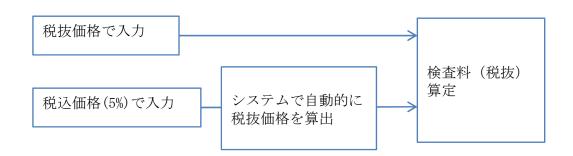
申請時に、希望小売価格を入力し、それが"税込"か、"税抜"かを選択します。

("オープン"を選択した場合、希望小売価格 0 円(未入力)の場合は、④で算出。価格 1 円以上は、"税抜"で算出。)

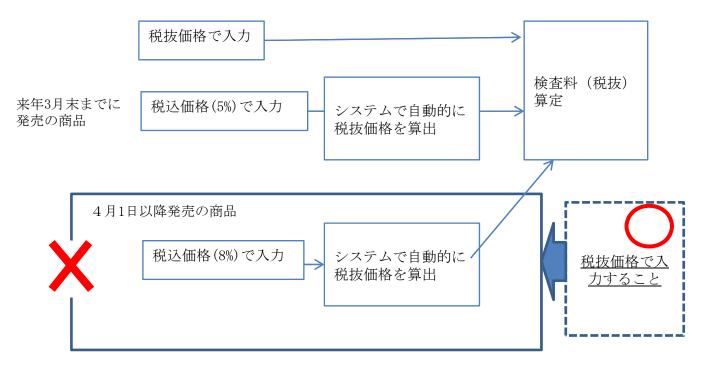
※価格フラグ	●稅込	○稅抜	○オーブン	※希望小売価格	1050	×

希望小売価格のシステム入力方法の調整について

○現行の入力



○12月~来年3月末までの入力



○来年4月以降の入力

